

デジタル社会の実現に向けた提言

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国が抱える様々な課題等を浮き彫りにした。デジタル化に関する問題もその一つであり、感染症対策の実施を通じて、各種給付金の受給申請手続・支給作業の一部に遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れが明らかとなったところである。

その一方で、人との接触や移動が制限される中、テレワークや遠隔医療、オンライン教育等の急速な普及により、国民の意識や行動に変化が生まれ、多様で柔軟な働き方の導入や自然豊かな環境での暮らしを前向きに検討する気運が高まっている。

コロナ禍で顕在化した課題等を解決し、さらには、コロナ禍がもたらした意識・行動の変化を社会変革へとつなげ、コロナの時代の「新たな日常」を構築していくためには、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進しなければならない。

このため、政府におかれては、司令塔となるデジタル庁を創設し、強靱なデジタル社会の実現に向けた取組を加速するとされており、我々全国知事会としても、これを大いに評価するものである。一方で、国民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会を築くためには、こうしたデジタル社会を支える基盤を「ユニバーサルサービス」として位置付け、このうち国の役割に属するものについては、国の責任と負担で一気呵成に整備するとともに、国と地方が一体となって、デジタル化とこれによる変革を速やかに進めていくことが不可欠である。

我々全国知事会は、国の動きに即応し、47都道府県が一致結束して新たに「デジタル社会推進本部」を立ち上げるとともに、デジタル社会の実現に向けて目指すべき取組の方向性を「5つの原則」として掲げ、今後、国や市町村、民間等と連携しながら、行政分野でのクラウド化やシステムの共同・共通化、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進をはじめ、その具体化にスピード感を持って取り組んでいく決意である。

については、政府におかれては、この「5つの原則」により目指すデジタル社会の実現に向けて、以下の項目に迅速に対応されるよう、ここに提言する。

【デジタル社会実現に向けた5つの原則】

- 1 オンライン化など住民サービスの向上と効率性を追求した行政システムの変革
- 2 どこでも、誰でも、デジタル化の恩恵を享受できる環境の整備
- 3 デジタル化を推進する人材の確保・育成
- 4 マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安全・安心な利用環境の確保
- 5 行政データ等を活用したDXによるソリューション・イノベーションの創出

【提言項目】

I デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

1 世界に伍するデジタル庁の実現

デジタル庁の創設にあたっては、官民間問わず能力が高い人材を集め、国民がデジタル化の利便性を実感できる社会の実現をめざすととともに、国際協調の窓口としての役割を担う、世界に伍する組織づくりを図ること。

さらに、社会全体のデジタル化をリードするため、デジタル化・情報通信等の関連政策を一体的に所管し、標準化や国際展開等も含めた施策や予算措置を迅速に押し進める強力な司令塔組織とすること。

2 IT基本法等の改正によるデジタル社会実現に向けた新たなビジョンの提示

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症を契機に、「デジタル強靱化社会」の実現に向けた取組が一気に進められようとしているが、社会全体のデジタル化を目指し、国・地方・民間が一体となって取組を進めていくことができるよう、まずは、近く予定されているIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）等の改正により、我が国が目指すべきデジタル社会についての明確なビジョンを示すこと。

また、その具体化にあたっては、全国知事会が掲げる「デジタル社会実現に向けた5つの原則」を重視するとともに、国・地方・民間の役割分担や、国による支援の方向性についても明示すること。

3 自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築

本年中に予定されている「自治体DX推進計画」の策定にあたっては、デジタルファーストを徹底するとの考えの下、全ての行政手続について、書面規制・押印・対面規制の見直し等を行い、原則オンライン化することやワンストップ・ワンズオンリーの実現に向けた取組を計画で明示するとともに、これらに必要な法改正等を速やかに実施すること。

また、既に各都道府県が官民データ活用推進計画やシステム最適化計画等を策定し、行政のデジタル化に取り組んでいることから、そうした現場の声を反映させることはもとより、自治体DX推進計画の実効性を担保するため、地方自治体におけるシステム導入や、その維持管理・更新等に対する財政的支援のほか、人材育成・外部人材確保等に係る支援を盛り込むこと。

国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化は、住民サービスの向上にとどまらず、AI・RPA等の横展開による業務の効率化や、行政データの統一的なオープン化等にもつながることから、早急に対象となる業務・システムと具体的な工程を示し、取組を加速させること。その際、地方自治体ごとの多様な実情を踏まえ、地方の

意見を十分聴きながら、国が財源面を含め積極的な支援を行うことにより、共通的なプラットフォームの構築を強力に推進すること。

さらに、利便性の高い行政サービスの提供やシステムの維持更新に係るコスト削減が可能となる、自治体システムの共同利用やクラウド化についても、自治体DX推進計画の中でその方向性を示し、システムの移行等に係る支援を行うこと。

4 データ基盤の整備とオープンデータ化の推進

地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることが重要であり、国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化が実現すれば、統一的なフォーマットによるデータの公開が容易となるなど、データ活用の利便性が飛躍的に向上することが見込まれる。このため、この機会を捉え、公開データの拡大、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備、オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して支援策を講じること。

また、デジタル社会の実現に向けたIT総合戦略本部の新たな推進体制として設置された「データ戦略タスクフォース」においては、データ基盤の整備やオープンデータ化の推進等を通じ、全国各地において安全で安心な暮らしや、新しいビジネスの創出、雇用の確保等が実現し、我が国の社会経済活動の飛躍的かつ持続的な発展につながる総合的な戦略を検討すること。

5 マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善や、取得手続の更なる簡素化により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

6 データ利活用の観点からの個人情報保護法制の見直し、セキュリティ対策の強化

情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、地域や官民の枠を超えたデータ利活用の円滑化を図る観点に立って、現在、国において、地方自治体も含めた個人情報保護制度のあり方に関する検討が進められており、社会全体のデジタル化に対応

した個人情報の保護とデータ利活用の両立や、国際的な制度調和の必要性を踏まえ、官民を通じた個人情報保護制度の共通ルールを国が法律で設定する方向性が示されている。

デジタル化された個人や産業の各種データを積極的に利活用していくことで、新たなサービスや社会経済活動の創出等、地方創生にしっかりつなげることができるよう、個人情報の利活用に対する社会的要請や国益確保の面からも、全国的なルールや運用の統一化を図ること。なお、法制化に当たっては、地方自治体における個人情報保護条例の制定や運用の経緯も適切に考慮されるべきであり、地方と十分に意見交換しながら検討を進めること。

また、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

現在の地方自治体における情報セキュリティ対策の要となっている自治体セキュリティクラウドが更新時期を迎えるため、その更新に対して、導入時と同様の財政支援を行うこと。

さらに、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティを強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し分かりやすい説明を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス(受動的な防御)だけでなく、アクティブディフェンス(能動的な防御)についても検討すること。

7 デジタル社会を支える人材の確保・育成

社会のデジタル化が進む中、地方自治体においては、これを担う人材の確保が喫緊の課題となっていることから、人材バンクの創設や、地方自治体におけるデジタル人材の確保に向けた支援策を講じること。

さらに、今後、各地方自治体のデジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体が行う人材育成を支援すること。

8 ソフト・ハード両面からのデジタルデバイド対策の拡充

デジタル社会の実現に向けて、情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における公正な事業者間の競争をさらに促進

し、携帯電話料金の大幅な引下げを図り、誰もが多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境を整備すること。

日本全国、どこに居住していても、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるようにしなければならず、都市と地方との「デジタルサービス格差」の解消は、その前提条件であることから、必要とされる全ての地域において光ファイバ網等の情報通信基盤が整備されるよう、支援制度を継続・拡充すること。さらに、新型コロナウイルスの影響で普及が進んだテレワーク等により、これまでにないほど需要が高まっている光ファイバについて、その利用料金の低廉化を図ること。

とりわけ、離島や中山間地域等の条件不利地域においては、新設経費に加え、維持管理や更新に係る費用負担への懸念も整備が進まない要因となっているため、超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行うこと。なお、ユニバーサルサービスの制度設計に当たっては、条件不利地域における多様な利活用ニーズに対応するため、固定・無線両方の技術方式を利用できるようにすること。

光ファイバのネットワークが災害時等においても維持されるよう、国土強靱化の観点に立って、多重化などの取組を促進するとともに、地方自治体が所有する光ファイバ網等の情報通信基盤の更新に対し、新たな支援制度を創設すること。

また、将来的には、さらに高速大容量の新たな情報通信技術への移行も見込まれることから、衛星等を使って広範囲をカバーする新規格の技術開発を加速させること。

さらに、社会のデジタル化を推進するに当たっては、全ての国民が、必要な情報やサービスを得られるようヒューマンインターフェースに十分配慮し、高齢者や障がい者、低所得者等が不利益を被ることがないように、デジタルデバイドの解消策を早急に検討するとともに、例えばAIを活用した行政手続のサポートなど、地方公共団体が行う先進的な取組や実証を支援すること。

9 DXを推進するための5Gの普及促進

DXの基盤として進展が期待されている5Gは、本年3月の商用サービス開始以来、携帯電話事業者による基地局の整備が進んでいるが、サービスの提供エリアは限定的であり、今後、基地局整備の更なる加速化が求められる。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援などあらゆる手段を講じ、地域間の偏りが生じないよう5G基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が進んでいない。このため、経営基盤の弱い中小企業等に対するローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対する技術的・財政的支援を拡充し、その導入を促進すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

加えて、より高次元の社会インフラとなり得る6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

10 デジタル化推進のための国と地方の協議の場の設置

社会全体のデジタル化に当たっては、地方にも多くの課題があり、国と地方が一体となって取組を進めていく上では、国民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会の構築が欠かせないことから、課題解決の方向性や各種施策等の検討に際して、国と地方の協議の場におけるデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

Ⅱ 「3つのS」で進めるデジタル社会の実現

1 Smart Government（スマート・ガバメント）

デジタル・ガバメントの基盤の上に立って、更なる住民サービスの向上・行政の効率化を実現する「Smart Government（スマート・ガバメント）」の構築に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) 利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務の在り方の見直し

- ・ 国の法令に基づいて地方自治体が行う行政手続のうち利用者の利便性を阻害するものについては、迅速な見直しを行うとともに、その方針やガイドラインの策定に当たっては、地方自治体の現場に混乱のないように進めること。
- ・ 行政手続のオンライン化については、国でワンストップ化できるものをより早期に検討し実現させるとともに、地方自治体の独自手続についても、利用者にとって簡便なシステムの構築に向けた支援を行うこと。
- ・ デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行い、業務をスリム化・効率化することも重要であるため、単なるシステムや業務の統一・標準化ではなく、併せて最適化も図ること。
- ・ データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方自治体がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤（Web API化）を構築すること。
- ・ 民間が所有するビッグデータ、特に位置情報を行政にも活用していく取組が重要であり、地方自治体の取組に対する支援策を講じること。また、災害時において、民間が所有する携帯電話の位置データを救助活動に利用するなど、緊急時に民間データを活用することができるような仕組みの構築に向け、地方自治体の取組を後押しする支援や環境整備を行うこと。

(2) テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上

- ・ 限られた資源を効果的・効率的に活用し、政策の有効性を高めるため、データを活用したEBPM（Evidence Based Policy Making）を進めるとともに、政策評価の実施においても、データを活用した定量的な評価手法を整備すること。
- ・ スマート・ガバメントの早期実現に向けて、地方自治体が積極的に先進技術の活用を進めることができるよう、短期的な視点からは導入・活用に当たっての財政的な支援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなどの人的・財政的支援策を強化・充実すること。また、長期的な視点から

は、全ての地方自治体において官民の最先端技術や先進事例を円滑に採り入れ、住民サービスの向上・行政の効率化を図る取組が継続的に発展するよう、ICTの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、ICTを活用した業務改革を提案し、横展開を促進する総合支援窓口を設置すること。

- ・ 業務・システムの統一・標準化により、AIやRPA等の技術を他の地方自治体へ横展開できる可能性が格段に広がり、地方自治体の業務を一斉に効率化させるとともに大幅なコスト削減を実現する絶好の機会となる。このため、この機を逃さず、地方自治体への技術導入を促進するため、国による標準的なAIやRPA等の開発のほか、地方自治体が行う技術導入やシステム共同化等に対する財政的・技術的支援策を拡充すること。
- ・ 政府では、マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討に当たっては、地方が行う独自の政策にも利用できるよう、地方の意見を踏まえて制度設計を進めること。

2 Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)

テクノロジーを活用して社会課題の解決や社会変革を起こす「Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)」の展開に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速

- ・ 新たなテクノロジーを活用して、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。
- ・ 第一次産業における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の生産現場への導入・実証を加速すること。
- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症により進んだオンライン診療やオンライン教育などのデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。
- ・ 近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」を踏まえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ作成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。

(2) デジタル時代に向けた規制改革等の推進

- ・ ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行（レベル4）での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方自治体の意見を聞いた上、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。
- ・ 医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

3 Smart Workstyle（スマート・ワークスタイル）

テクノロジーを活用した新しい働き方「Smart Workstyle（スマート・ワークスタイル）」の実現に向け、以下の事項に取り組むこと。

(1) テクノロジーを活用した新しい働き方の加速

- ・ 社会全体で働き方改革が進む中、地方自治体においてもテレワークやフレックスタイト制度を活用した柔軟な働き方を実現する必要がある、環境整備に関する財政支援や法整備を行うこと。
- ・ また、民間企業等に対してもテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革の導入を加速する仕組みを構築・整備すること。具体的には、国が実施している各種助成金制度の拡充、及び制度の継続実施などにより支援を強化すること。また、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、国が確実に財政措置を行うこと。
- ・ 働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障がいがある方やコミュニケーションに障がいがある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、共に働くことが当たり前の社会を実現するため、既に活用が推進されてきているテレワーク等に加え、障がい者が働く可能性を広げるツールとして、AIやロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。
- ・ また、介護現場において、身体的負担に加えて、新型コロナウイルス感染防止対策が極めて重い負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやICTの導入に対する財政支援を拡充すること。
- ・ リモートワーク等を活用した副業・兼業にあたっては、企業には労働時間の把握の難しさや健康管理を行うべき方法が不明確であること、また、労働者には労災保

険給付の算定や、雇用保険、社会保険などが非適用になるケースが発生するなどの制度的課題がある。全国各地の中小企業が外部人材を受け入れやすくするため、現行制度における課題を明確にし、労働法制を整備すること。

(2) 新しい働き方の促進による多極分散型社会の実現

- ・ コロナの時代の「新しい日常」に適応できる新しい働き方・ライフスタイルとして多極分散型社会の実現に向け、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」の設置、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションを積極的に推進すること。

令和2年10月12日

全国知事会デジタル社会推進本部